

## 国籍事務（帰化等）の取扱庁について

平成22年4月1日から、桜井支局及び五條支局で取り扱っていた帰化相談、帰化申請受付及び国籍取得に関する相談、受付は下記のとおり、それぞれ奈良地方法務局戸籍課及び奈良地方法務局葛城支局で取り扱っております。

- ➡ 桜井市、宇陀市、宇陀郡（曾爾村、御杖村）、吉野郡東吉野村  
上記の市町村にお住いの方は、**奈良地方法務局戸籍課**にてお取り扱いしております。
- ➡ 五條市、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村）  
上記の市町村にお住いの方は、**奈良地方法務局葛城支局**にてお取り扱いしております。



国籍に関するご相談は、



**電話での事前予約が必要です！！**

帰化申請や国籍取得に必要な書類というのは、個人個人によって異なりますので、これらの手続をお考えの方は、必ず相談に来庁された上で申請準備をしていただくようお願いします。奈良地方法務局戸籍課及び奈良地方法務局葛城支局ともに、相談の事前予約制をとっておりますので、**電話にて相談日時等を予約**いただいた上で、お越しく下さい。

国籍Q & A

法務省民事局 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html>